

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
富士川流域の減災に係る取組方針  
( 案 )

平成28年8月29日

**富士川流域における減災対策協議会**

韮崎市、甲斐市、南アルプス市、昭和町、中央市、市川三郷町、富士川町、甲州市、  
山梨市、笛吹市、甲府市、身延町、南部町、富士宮市、富士市、静岡市、山梨県防災  
危機管理課、治水課、砂防課、静岡県交通基盤部河川砂防局、富士土木事務所、静  
岡土木事務所、気象庁甲府地方气象台、静岡地方气象台、国土交通省関東地方整  
備局甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所、中部地方整備局富士砂防事務所

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のあり方について～社会意識の改革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

富士川流域においては、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として取組を行うこととし、地域住民の安全安心を担う沿川の韮崎市、甲斐市、南アルプス市、昭和町、中央市、市川三郷町、富士川町、甲州市、山梨市、笛吹市、甲府市、身延町、南部町、富士宮市、富士市、静岡市、山梨県、静岡県、気象庁、国土交通省で構成される「富士川流域における減災対策協議会」(以下「本協議会」という。)を平成 28 年 4 月 27 日に設立した。

本協議会では、富士川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、以下の水害リスクを抽出した。

- 天井川となっている甲府盆地では、氾濫すると家屋流失等の甚大な被害が発生しやすい
- 天井川周辺の地域では、降雨時の排水不良に伴う内水被害が度々発生している
- 急流河川であり、降雨のピークと洪水のピークとの間隔が短いため、被害発生までの時間が短い
- 大規模洪水時には、土砂堆積により水位が上昇することがある
- 甲府盆地は貯留型の氾濫形態であり、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる
- 中流部の山間には、氾濫ブロックが多数点在し、各ブロック毎の対応が必要
- 下流部には加島平野が広がっており、拡散型の氾濫形態である

この水害リスクに対し、本協議会においては、『土砂流出の多い急流河川の特徴を踏まえ、富士川水系の直轄管理区間及びその氾濫エリア内の主要支川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標として定め、平成 32 年度までに各構成員が連携して取組み、「水防災意識社会」の再構築を行うこととして、以下のような取組をとりまとめた。

- ハード対策として、洪水を河川内で安全に流す対策として堤防・護岸整備などの実施、避難行動等に資する水位計等の整備、水防活動を迅速に行うための河川防災ステーションの整備、総合土砂管理計画の策定、防災行政無線の改良など

■ソフト対策として、円滑かつ迅速な避難行動等に資するためのチェックリストやタイムラインの作成及び訓練の実施、広域避難計画の策定と支援システムの更新、水防団（消防団）等との重要水防箇所との共同点検、要配慮者利用施設等と連携した避難計画の作成及び訓練の促進、排水ポンプ車等の運用・配置シミュレーション訓練、排水機能を確保するための霞堤の保全など

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は本協議会規約第7条に基づき作成したものである。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
韮崎市	市長
甲斐市	市長
南アルプス市	市長
昭和町	町長
中央市	市長
市川三郷町	町長
富士川町	町長
甲州市	市長
山梨市	市長
笛吹市	市長
甲府市	市長
身延町	町長
南部町	町長
富士宮市	市長
富士市	市長
静岡市	市長
山梨県	
防災危機管理課	課長
治水課	課長
砂防課	課長
静岡県	
交通基盤部河川砂防局	局長
富士土木事務所	事務所長
静岡土木事務所	事務所長
気象庁	
甲府地方气象台	台長
静岡地方气象台	台長
国土交通省 関東地方整備局	
甲府河川国道事務所	事務所長
富士川砂防事務所	事務所長
国土交通省 中部地方整備局	
富士砂防事務所	事務所長

### 3. 富士川の概要と水害リスク

#### (1) 地形的特徴

富士川は、以下の地形的特徴を有している。

- ①富士川は、糸魚川・静岡構造線が縦断し土砂生産量が多く、出水時の土砂流出が多いことから、流れが集まる甲府盆地では土砂が堆積し、天井川となっている
- ②平均河床勾配が 1/240 と典型的な急流河川である
- ③甲府盆地は、お椀の底のような低平地形となっている
- ④中流部は、山間を蛇行して流下する
- ⑤下流部には、加島平野が広がっている

#### (2) 過去の被害状況と河川改修状況

過去の洪水被害としては、富士川では清水端地点における戦後最大流量 6,800m<sup>3</sup>/s(推定)を記録した昭和 57 年 8 月洪水で死者 7 名、家屋浸水 1,155 戸、笛吹川では昭和 34 年 8 月洪水で死者・行方不明 90 名、家屋浸水 14,495 戸の甚大な被害が発生している。

※出典:昭和 34 年洪水(高水速報)、昭和 57 年洪水(水害統計)

近年では、平成 3 年 9 月洪水に富士川中流部において内水氾濫による被害、平成 15 年、平成 23 年には堤防に達する河岸侵食が発生している。

これらの被害を受け、平成 18 年には「富士川水系河川整備計画」が策定され、浸水防止対策(築堤)、河岸侵食対策(護岸整備)、広域防災対策(防災ステーション)等が進められている。

#### (3) 富士川流域の社会経済等の状況

富士川流域の人口や資産は、甲府盆地周辺や加島平野に集中している。

また、交通網は首都圏と中部圏の産業を結ぶ動脈として整備が進められ、甲府盆地には JR 中央本線、中央自動車道、国道 20 号等が、加島平野には JR 東海道新幹線及び東海道本線、東名高速道路、国道 1 号等が整備されている。更に、防災拠点となる市役所をはじめ消防署も多数あり、浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。

#### (4) 水害リスク

富士川流域で想定される水害リスクは、以下のとおりである。

- ①天井川となっている甲府盆地では、氾濫すると家屋流失等の甚大な被害が発生しやすい
- ②天井川周辺の地域では、降雨時の排水不良に伴う内水被害が度々発生している
- ③急流河川であり、降雨のピークと洪水のピークとの間隔が短いため、被害発生までの時間が短い
- ④大規模洪水時には、土砂堆積により水位が上昇することがある

- ⑤甲府盆地は貯留型の氾濫形態であり、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる
- ⑥中流部の山間には、氾濫ブロックが多数点在し、各ブロック毎の対応が必要
- ⑦下流部には加島平野が広がっており、拡散型の氾濫形態である

#### 4. 現状の取組状況

富士川流域における減災対策について、各構成員が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。(別紙-1参照)

##### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング (a)	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する洪水予報を河川管理者と気象台が共同で発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている ○決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、河川管理者から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている ○水位周知河川について特別警戒水位到達情報を河川管理者が発表している	
避難勧告等の発令基準 (b)	○避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している ○河川管理者と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難勧告等の発令を行っている ○確実に避難勧告等の判断を行うためのツールとして、チェックリスト、タイムラインの作成を行っている	1) 2)
	●自治体によっては、避難勧告等の発令に関する具体的な数値基準、対象区域が決まっていないところがあり、洪水時には、時間的に余裕のない中で適切な判断が求められている ●漏水などの被災情報を早期に入手する必要がある ●自治体によっては、河川水位情報が公開されていない ●発令基準策定に向けては、専門家などの支援が必要である ●雨量・水位等の予測精度のさらなる向上が望まれる ●避難勧告等の情報伝達が自主防災組織・水防団等に十分になされていないことが懸念される ●洪水時には、土砂災害、内水氾濫等も発生すると想定されるため、発令基準や範囲が混在する ●住民に危機感が伝わるような情報となっていないことが懸念される	3) 4) 5) 6) 7) 8) 9) 10)

避難場所・避難経路 (c)	○避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ等で周知している	
	○河川管理者は、自治体が作成する洪水ハザードマップの作成支援を行っている	
	●避難場所、避難経路が大規模氾濫により浸水する場合には、住民の避難が適切にできないことが懸念される	11)
	●現行のハザードマップには安全確保行動(水平・垂直避難、広域避難等)に関する情報の記載がないため、住民が適切に避難できないことが懸念される	12)
	●堤防が決壊した場合等に想定される浸水域、浸水深などの避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民には十分に認知されていない懸念がある	13)
●想定最大規模洪水や土砂災害を考慮したハザードマップになっていない	14)	
住民等への情報伝達の体制や方法 (d)	○雨量、水位等の情報をホームページ、SNS、NHK・CATV のデータ放送、防災行政無線などにより伝達している	
	●ホームページ、SNS 等の情報は、高齢者等要配慮者など一部の住民には伝わらないことが懸念される	15)
	●複数ルートによる情報伝達方法が確立されていない	16)
	●住民に危険性や切迫感を伝えられず、避難行動に結びついていないことが懸念される	17)
	●防災行政無線など屋外への放送手段が不足している	18)
避難誘導體制 (e)	○避難誘導は、市職員、警察、水防団(消防団)が実施している	
	●市職員、警察、水防団(消防団)にて誘導しているが、人員は不足している	19)
	●要配慮者等に対する避難誘導支援が望まれる	20)
	●避難誘導體制が不十分である	21)
平時からの住民等への周知・教育・訓練 (f)	○ハザードマップ等の防災情報の配布、防災訓練、出前講座などを実施している	
	○ホームページ、データ放送等により雨量、水位及び気象情報を提供している	
	●ハザードマップ等の防災情報が認知されていない懸念がある	22)
	●自治体によっては、水害に対する避難訓練が実施されていない	23)
	●住民への防災気象情報の周知・教育は出前講座だけでは不十分なおそれがある	24)
●出前講座を行う人員が不足し、十分な周知、教育が行われていない懸念がある	25)	



	●自主防災会役員の任期が短期間のため、周知・教育・訓練が不十分であるおそれがある	26)
--	--	-----

※各項目の課題●の片括弧数字は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

## ②水防に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)	
河川水位等に係る 情報提供 (g)	○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に則して「水防警報」を発令している	
	○ホームページ、データ放送等により雨量、水位及び気象情報を提供している	
	○市町の水防本部より水防団(消防団)に防災無線や消防無線、防災メール等で連絡している	
	●インターネット、携帯電話、スマートフォンを利用しない高齢者等要配慮者に情報が伝わっていない懸念がある	27)
	●情報伝達機器が不足し、水防団(消防団)への連絡に時間を要している	28)
	●防災情報が住民に認知されていないおそれがある	29)
	●防災行政無線など屋外への放送手段が不足している	30)
	●基準水位観測所の対象区間が広範囲であるため、危険箇所の特定制・共有が難しい	31)
河川の巡視 (h)	<事前の巡視>	
	○自治体、水防団(消防団)などと重要水防箇所の合同巡視を実施している	
	●重要水防箇所について、県、市町の職員、水防団(消防団)への周知が不十分であることが懸念される	32)
	<出水時の巡視>	
○出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している		
	●河川によっては、洪水時の「浸透」「侵食」に関する監視体制が不十分であることが懸念される	33)
	●水防団(消防団)等や巡視の人員が不足している	34)
水防資機材の整備 状況 (j)	○土嚢袋やロープ、ブルーシート等を庁舎、水防倉庫、防災ステーションなどに用意している	
	●資機材の補充等が的確に行われていない懸念がある	35)
水防活動の担い手 不足	○水防巡視等の水防活動を行う水防団(消防団)が避難誘導等の任務も担っている	

(k)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水防団(消防団)が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができないおそれがある</li> <li>●水防活動を担う水防団(消防団)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される</li> <li>●水防団(消防団)と自主防災組織の連携が十分図られていない</li> </ul>	<p>36)</p> <p>37)</p> <p>38)</p>
自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 (m)	<p>○水防計画または防災計画の初動規定(マニュアル)に基づき対応を行っている</p> <p>○一部自治体では、浸水想定に対応した庁舎の建設を行っている。また、庁舎が浸水区域に含まれることから、各支所へ機能を移転する計画を持っている自治体もある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●庁舎1階部分に自家発電施設やサーバー室などがあり、大規模水害時には機能の低下・停止が懸念される</li> <li>●水害時には機能移転を行うが、大規模氾濫により移動経路が浸水する場合には、機能の低下・停止が懸念される</li> </ul>	<p>39)</p> <p>40)</p>

※各項目の課題●の片括弧数字は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

### ③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)	
排水施設、排水資機材の操作・運用 (n)	○出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している	
	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動態勢を確保している	
	○自治体が管理する排水施設は、市職員もしくは水防団(消防団)等に委託して管理・操作を行っている	
	●決壊を伴う大規模氾濫時等における排水機場、水門、樋門等の操作・運転状況に関わる情報を共有する仕組みが無い。	41)
●出水時は複数の災害現場に対応する必要があるため、樋門等の操作ができる人員が不足するおそれがある	42)	
●資機材の調達方法、ルートが確立が十分ではない	43)	
●大規模浸水では、排水施設、排水資機材の不足が懸念される	44)	

※各項目の課題●の片括弧数字は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

### ④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況 (p)	○流下能力向上対策、浸透・侵食対策としての築堤・護岸の整備を行っている	
	○河川防災ステーションの整備を行っている	
	●堤防高が十分でない河川では、越水の高さが高く、逃げ遅れが懸念される	45)
●中小河川の監視機器が十分整備されていない	46)	

※各項目の課題●の片括弧数字は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

土砂流出の多い急流河川の特徴を踏まえ、富士川水系の直轄管理区間及びその氾濫エリア内の主要支川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や、防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動及び施設運用の強化

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照）

### （1）ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b> ・流下能力向上対策、浸透・侵食対策としての築堤・護岸の整備	p 45)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県
<b>■危機管理型ハード対策</b> ・当面堤防整備が出来ない区間の堤防天端の舗装、法尻対策の実施	p 45)	平成 32 年度	国土交通省
<b>■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備</b> ・危険度の的確な把握及び自治体の避難判断に資する簡易水位計の設置とシステム表示の整備（富士川水系情報提供システム） ・水防活動に必要な緊急用資機材の備蓄、資材の搬出入やヘリコプターの離発着のための河川防災ステーションの整備（木島地区） ・防災計画に基づく水防資機材等の配備 ・避難場所として活用できる堤防の整備（宇坪地区、富士川地区） ・排水機場の改修（機能保全） ・避難場所の災害種別の表示の整備 ・総合土砂管理計画の策定 ・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の整備 ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実	a,b,c,d, g,j,m,n,p 1),4),5), 6),9),10), 17),28), 29),31), 46) 35),43) 35) 11),45) 44) 11) 14),45) 15),16), 18),27), 30) 39),40)	順次実施  平成 32 年度  順次実施  平成 29 年度  順次実施  順次実施  平成 32 年度  順次実施  順次実施	国土交通省 4 市町  国土交通省  山梨県 10 市町 国土交通省  国土交通省 3 市町  14 市町 国土交通省 14 市町  10 市町

## (2)ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

### ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組</b> ・河川管理者から自治体への情報提供の充実を図るため、避難勧告の発令に着目したチェックリスト・タイムラインの作成及び訓練 ・避難場所の検討を支援する「避難判断基準等検討支援システム」の更新・活用 ・広域避難に関する調整、避難経路の検討 ・PC、スマートフォン、SNS等を利用した防災・気象情報の配信 ・「富士川水系情報提供システム」による河川情報の提供 ・予測システムの精度向上 ・洪水対応情報伝達演習の実施	a,b,c,d, e,f,g,p 3),31) 11),31) 11) 1),5),10), 16),17), 28),29) 1),4),5), 6),9),10), 17),28), 29),31),46) 2),7) 1),8)	順次実施 順次実施 順次実施 順次実施 引き続き実施 引き続き実施 順次実施	国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16市町 国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16市町 国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 15市町 国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16市町 国土交通省 国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16市町

<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進</li> <li>・避難情報に関する意見交換会の実施</li> <li>・洪水予報文の改良</li> <li>・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改良(水害時の情報の入手のしやすさをサポート)</li> </ul>	<p>20)</p> <p>1),22), 23),24)</p> <p>1),10), 17),29)</p> <p>1),10), 17),29)</p>	<p>順次実施</p> <p>順次実施</p> <p>平成 28 年度</p> <p>平成 29 年度</p>	<p>15 市町</p> <p>14 市町</p> <p>国土交通省 気象庁 山梨県</p> <p>気象庁</p>
<p>■平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難を促す緊急行動トップセミナーの開催</li> <li>・想定最大規模洪水も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表</li> <li>・土砂災害の発生を考慮したハザードマップの作成支援</li> <li>・想定最大規模洪水を対象としたハザードマップの作成・周知</li> <li>・小中学生等を対象とした水災害教育の実施</li> <li>・出前講座を活用した講習会の実施</li> <li>・地域減災ハザードマップ作成事業の実施</li> <li>・家屋倒壊等氾濫想定区域の自治会を対象とした防災研修会の実施</li> <li>・共同点検の実施</li> </ul>	<p>a,c,f</p> <p>1)</p> <p>12),13) 14)</p> <p>14)</p> <p>11),12), 13),14), 22)</p> <p>13),22), 24),25),</p> <p>13),22), 24),25)</p> <p>22)</p> <p>12),22)</p> <p>13),23)</p>	<p>引き続き実施</p> <p>順次実施</p> <p>引き続き実施</p> <p>平成 28 年度 から順次実施</p> <p>順次実施</p> <p>順次実施</p> <p>順次実施</p> <p>平成 28 年度 から順次実施</p> <p>順次実施</p>	<p>国土交通省 15 市町</p> <p>国土交通省 山梨県 静岡県</p> <p>国土交通省 山梨県 静岡県 16 市町</p> <p>国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 15 市町</p> <p>国土交通省 山梨県 静岡県 15 市町</p> <p>13 市町</p> <p>国土交通省 気象庁 14 市町</p> <p>国土交通省 13 市町</p>

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<p>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要水防箇所の見直し</li> <li>・水防連絡部会等による水防団等との合同巡視の実施</li> <li>・関係機関が連携した実働水防訓練の実施</li> <li>・災害時巡視システムによる被災情報の共有</li> <li>・水防活動の担い手となる水防団(消防団)員の確保。また、水防協力団体の募集・指定の促進</li> </ul>	<p>b,e,g,h,k</p> <p>31),32), 33)</p> <p>32),33)</p> <p>37),38)</p> <p>4),8),28), 33),34)</p> <p>19),36)</p>	<p>引き続き実施</p> <p>順次実施</p> <p>順次実施</p> <p>順次実施</p> <p>順次実施</p>	<p>国土交通省 山梨県 静岡県 国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 15市町 国土交通省 山梨県 静岡県 16市町 14市町 16市町</p>
<p>■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実</li> <li>・自主防災会等の強化・育成及び水防活動への参加を促進</li> <li>・業務継続計画の策定</li> </ul>	<p>e,f,h,k,m</p> <p>39),40)</p> <p>21),26), 34),36)</p> <p>39),40)</p>	<p>順次実施</p> <p>順次実施</p> <p>順次実施</p>	<p>国土交通省 11市町 気象庁 山梨県 静岡県 16市町 国土交通省 気象庁 山梨県 13市町</p>



③一刻も早い生活再建及び社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<p>■排水活動の強化に関する取組(n)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水機場、樋門、水門等の操作情報の共有。内水排除施設及び排水ポンプ車の運用・配置シミュレーション訓練</li> <li>・排水ポンプ車等、災害対応による機器の操作講習会の実施</li> <li>・水防団(消防団)による排水のためのポンプ操作訓練の実施</li> <li>・氾濫水を河道に戻す、排水機能を確保するための霞堤の保全</li> </ul>	<p>k,n 41),42)</p> <p>37),42)</p> <p>37),42)</p> <p>44)</p>	<p>順次実施</p> <p>順次実施</p> <p>順次実施</p> <p>引き続き実施</p>	<p>国土交通省 山梨県 静岡県 12市町</p> <p>国土交通省 山梨県 静岡県 9市町</p> <p>14市町</p> <p>国土交通省</p>

## 7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

別紙-1【各市町】

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	韭崎市	甲斐市	南アルプス市	昭和町	中央市	市川三郷町	富士川町	甲州市	山梨市	笛吹市	甲府市	身延町	南部町	富士宮市	富士市	静岡市	
避難勧告等の発令基準	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ・釜無川(船山橋:2.0m) ・塩川(岩根橋:2.10m) ○破堤につながるような漏水等を確認したとき ○特別警報が発表されたとき	○以下の河川水位が「はん濫注意水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ・塩川(岩根橋観測所:1.70m) ・釜無川(船山橋観測所:2.00m) ・富士川(信玄橋観測所:4.00m) ○破堤につながるような漏水等を確認したとき。	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ・富士川(船山橋:2.0m、清水端6.5m、南部:4.2m) ※釜無川含む	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ・釜無川(船山橋:2.0m) ・塩川(船山橋:2.0m)	○水位観測所の水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ○水位観測所の水位が「はん濫注意水位」を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 【避難判断水位】 ・釜無川(船山橋観測所):2.00m ・笛吹川(石和観測所):2.90m ○破堤につながるような漏水等を確認したとき等	○大雨警報(浸水害)及び洪水警報が発表され、かつ積算雨量の避難勧告の基準を超え、面的雨量(レーダー等)で雨域がある場合 ○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・富士川(清水端:6.50m) ・坪川(坪川:3.80m) ・滝沢川(小笠原橋:1.30m) ○破堤につながるような漏水等を確認したとき	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・富士川(石和:2.0m) ・平等川(平等川:1.4m)	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・富士川(清水端:2.4m) ・浅川(浅川:1.2m) ・天川(天川:1.0m) ・金川(金川:1.4m) ・境川(境川橋:1.2m) ○破堤につながるような漏水等を確認したとき ○特別警報が発表されたとき	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・富士川(船山橋:2.0m、清水端:6.5m、南部:4.2m) ・富士川(南部:4.2m) ・富士川(石和:2.9m)	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・富士川(清水端:6.5m) ・富士川(南部:4.2m) ・富士川(石和:2.9m)	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・富士川(清水端:6.5m) ・富士川(南部:4.2m) ・富士川(石和:2.9m)	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・富士川(清水端:6.5m) ・富士川(南部:4.2m) ・富士川(石和:2.9m)	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・富士川(清水端:6.5m) ・富士川(南部:4.2m) ・富士川(石和:2.9m)	○富士川:洪水氾濫危険情報(氾濫危険水位到達時)の発表があり、状況から富士川が市内で氾濫する可能性が高まったとき ○その他の河川:水位情報、市内各所の雨量、市民からの報告、巡視等による情報や浸水の状況等により判断する。	○各河川で以下の発表がなされたとき ・富士川:氾濫危険情報が発表 ・潤井川:水位が氾濫危険水位を超過 ・小淵井川:水位が氾濫危険水位を超過 ○破堤につながるような漏水等を確認したとき「避難勧告」又は「避難指示」	○対象河川の水位が「避難判断水位」に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき「避難勧告」又は「避難指示」	
避難場所・避難経路	・土砂災害(洪水)ハザードマップより周知	・洪水ハザードマップより周知	・洪水ハザードマップより周知	・洪水ハザードマップより周知	・洪水ハザードマップより周知	・洪水ハザードマップより周知	・洪水ハザードマップより周知	・避難所は甲州市地域防災計画に記載。	・洪水ハザードマップより周知	・洪水ハザードマップより周知	洪水ハザードマップ、わが家の防災マニュアル、避難所マップにより周知	・洪水ハザードマップより周知	・洪水ハザードマップより周知	・洪水ハザードマップより周知	・洪水ハザードマップより周知	・避難所:洪水ハザードマップ(紙・Web)、避難所看板、出前講座等で周知 ・避難経路:住民や自主防災組織で定める	
住民等への情報伝達の体制や方法	広報紙、防災行政無線、HP、FMコミュニティラジオ、広報車(市及び消防団)、防災行政無線、登録制メルマガ、NNS甲府CATV11チャンネルのデータ放送、Lアラート、エアメール、自治会・自主防災会長への連絡網による伝達、出前塾、防災関係資料の作成・配布、防災・気象情報インターネット配信作成・公表:洪水ハザードマップ	広報紙、防災行政無線、社会教育の場、ハザードマップの作成・配布、防災映画等の貸出し、防災・気象情報インターネット配信作成・公表:洪水ハザードマップ、市民防災マニュアル、障がいのある方のための防災マニュアル	広報紙、HP、CATVの活用、防災パンフレット、防災ハンドブックの作成・配布 作成・公表:洪水ハザードマップ、防災パンフレット	広報紙、HP、防災行政無線作成・公表:洪水ハザードマップ、防災のしおり	広報紙(市及び消防団)、防災行政無線、市HP、中央市防災行政無線メール、NNS甲府CATV11チャンネルによるデータ放送、Lアラート、エアメール、緊急連絡網により自治会長・自主防災会長へ伝達	広報紙、FM告知端末放送、ハザードマップなど防災関係資料の作成・配布、防災教育の場、防災・気象情報インターネット配信作成・公表:洪水ハザードマップ	広報紙、防災行政無線、HP、CATV、緊急速報メール等を利用した防災・気象情報の配信作成・公表:洪水ハザードマップ	広報紙、防災行政無線、HP、CATV、緊急速報メール等を利用した防災・気象情報の配信作成・公表:洪水ハザードマップ	広報紙、防災行政無線、CATV、防災関係資料の作成・配布、インターネット配信、SNSを利用した防災・気象情報の配信作成・公表:洪水ハザードマップ	防災行政無線、広報紙、HP、飯山市HPへの掲載(大規模災害時相互応援協定)、ドコモ緊急エリアメール、山梨市防災防犯メール、CATV、臨時広報誌・チラシ、掲示板への掲示等作成・公表:洪水ハザードマップ	広報紙、防災行政無線、CATV、Lアラート、HP、緊急エリアメール、防災教育の場、ハザードマップなど防災関係資料の作成・配布、SNSを利用した防災・気象情報の配信作成・公表:洪水ハザードマップ	・防災行政無線、Lアラート、甲府市防災防犯メールマガジン、甲府市ホームページ、防災情報WEBによる情報配信及び避難対象地区の自治会連合会長、各自治会長への電話連絡による住民周知。	広報紙、防災行政無線、防災関係資料の作成・配布、町ホームページより防災・気象情報の配信作成・公表:洪水ハザードマップ、災害対策ガイド&マップ	広報紙、FM告知端末放送、防災関係資料の作成・配布、防災・気象情報のインターネット配信作成・公表:洪水ハザードマップ	広報紙、ポスター、チラシ、テレビ、ラジオ、広報車、外部機関からの広報要請、インターネット、同報無線、メール配信 作成・公表:洪水ハザードマップ、自主防災会災害時行動マニュアル	同時通報用無線、防災ラジオ、広報紙、ポスター、チラシ、テレビ、ラジオ、CATV、コミュニティFM、広報車、インターネット作成・公表:洪水ハザードマップ、防災マップ	・同報無線、防災ラジオ、登録型防災メール、緊急速報メール、F-Net、広報紙等によるプッシュ型伝達 ・レドーム(電話音声案内)、市ウェブサイト、防災情報ブログ、L-Alertによるプル型伝達 作成・公表:洪水ハザードマップ、高齢者福祉施設災害対応マニュアル
避難誘導体制	・避難の誘導は、市職員、警察官、消防(水防)団員、自主防災組織等が連携し、実施する ・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら、平時より避難誘導体制の整備に努める。	・避難の誘導は、市職員、警察官、消防(水防)団員、自主防災組織等が連携し、実施する ・健康者に先駆けて、避難行動要配慮者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図る。	・避難の誘導は、市職員、警察官、消防(水防)団員、自主防災組織等が連携し、実施する ・健康者に先駆けて、要配慮者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図る。	・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら、平時より避難誘導体制の整備に努める。	・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら、平時より避難誘導体制の整備に努める。	・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら、平時より避難誘導体制の整備に努める。	・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら、平時より避難誘導体制の整備に努める。	・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら、平時より避難誘導体制の整備に努める。	・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら、平時より避難誘導体制の整備に努める。	市は、要所に消防(水防)団員等を配置し、また夜間時には投光器を設置するなど、地域住民が迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、障害者や高齢者等の災害時要援護者については、自主防災会等の中からあらかじめ定めた複数の支援員によって介助等の適切な措置をとり、速やかな避難誘導を行う。	・避難の誘導は、市職員、警察官、消防(水防)団員、自主防災組織等が連携し、実施する ・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら、平時より避難誘導体制の整備に努める。 ・健康者に先駆けて、要支援者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図る。	・水防管理者は、指定避難場所を開設し地区水防団の協力を得て、迅速かつ安全に避難の誘導を行うものとする。 ・警察、消防、地域住民等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難体制の整備を行う。	・避難の誘導は、町職員、警察官、消防(水防)団員、自主防災組織、民生児童委員等が連携し、実施する ・健康者に先駆けて、要援護者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図る。	・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら、平時より避難誘導体制の整備に努める。	市は、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。 ・避難行動要支援者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら、平時より避難誘導体制の整備に努める。	・水防管理者は、水防上著しく危険が切迫し必要と認める区域の居住者に対し、避難の指示を行う。 ・自主防災組織、消防団等により誘導する。	
平時からの住民等への周知・教育・訓練	・防災訓練における統一的な取組の設定(減災チャレンジ)、地域での減災出前塾の実施等	広報紙、HPの活用、洪水ハザードマップの配布。自治会への防災研修の実施	・広報紙、HP、CATVの活用、防災パンフレット、防災・洪水ハザードマップの配布。土砂災害警戒区域における避難訓練の実施	・広報紙、HP、防災パンフレット、洪水ハザードマップの配布等による周知	防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需品の備蓄等自発的な防災活動実施の推進	広報紙、出前講座、洪水ハザードマップの公表	広報紙、防災行政無線、HP等を利用した周知	防災訓練を実施し、住民へ周知している。	・該当地域へのハザードマップの配布・HP上での一般公開 ・避難訓練への参加呼びかけ	・防災訓練、出前講座を実施	広報紙、防災関係資料の配布、SNSを利用した防災・気象情報の配信、甲府市ホームページ、防災情報WEB、全国避難所ガイド、NNS、EJFM甲府、防災講話、防災訓練作成・公表:洪水ハザードマップ、避難所マップ、わが家の防災マニュアル 指導:自治会等を対象に、訓練指導を年間50回前後実施。	・自主防災組織向けの研修会等の実施	・防災訓練、図上訓練、防災研修、講演会等の実施	・ホームページ ・出前講座 ・広報の特集 等	・洪水時の避難については、防災マップや洪水ハザードマップで周知している。 ・水害版DIGの実施	・広報紙・HPによる広報、出前講座等の実施、教育委員会との連携による啓発、水防演習の実施	

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

別紙-1【各市町】

②水防に関する事項																	
項目	韮崎市	甲斐市	南アルプス市	昭和町	中央市	市川三郷町	富士川町	甲州市	山梨市	笛吹市	甲府市	身延町	南部町	富士宮市	富士市	静岡市	
河川水位等に係る情報提供	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、防災行政無線、簡易デジタル無線、消防無線、電話等	・水防本部、放送局より水防団に連絡 ・連絡方法は、行政無線、消防無線、電話等 ・防災メール	・県水防支部、水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、行政無線、消防無線、電話等	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、消防無線、行政無線等	・水防管理団体、放送局より水防団に連絡 ・連絡方法は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、その他	・町より消防団に連絡 ・連絡方法は、記載なし	・町より水防団に連絡 ・連絡方法は、防災無線、消防無線、電話	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、防災無線	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、NTT電話、消防無線、防災無線等	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、NTT電話、消防無線、防災無線等	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、防災無線、デジタル無線、電話等	・水防本部、消防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、電話、ファックス、メール等	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、NTT加入電話、防災行政無線等	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、NTT加入電話、オンライン、無線、防災情報提供装置等	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、ファックス、加入電話、無線等	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、電話、防災メール、防災行政無線等	・水防本部より、水防団・消防局、本部各班等へ連絡 ・連絡方法は、電話、防災行政無線、防災メール等
河川の巡視	各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、随時区域内の河川を巡視する。	水防本部長及び水防団長は、随時区域内の河川を巡視する。 ※水防団の受け持ち区間などの記載なし	市、水防団は常時担当区域内の河川等を巡視する。 ※水防団の受け持ち区間などの記載なし	各水防団の受け持ち区画があり、随時区域内の河川を巡視する。	各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、随時区域内の河川を巡視する。	※水防団の受け持ち区間などの記載なし	水防団は、区域内の河川等を随時巡視する。	市は常時河川堤防その他水防に関係のある工作物等を監視する ※水防団の受け持ち区間などの記載なし	市は常時区域内の河川等を巡視する。 各水防団の担当水防河川(山梨市水防管理地区一覧表)があり、出勤命令やその他必要に応じて配置につく。	市は常時河川堤防その他水防に関係のある工作物等を監視する ※水防団の受け持ち区間などの記載なし	水防管理者・機関長は常時河川堤防その他水防計画中の水防区域分担表により監視する。	富士川中流出張所、峡南建設事務所の職員とともに河川堤防・工作物の巡視	水防団長・機関長は常時河川堤防その他水防に関係のある工作物等を監視する ※水防団の受け持ち区間などの記載なし	各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、随時区域内の河川を巡視する。	各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、随時区域内の河川を巡視する。	水防団、消防団ごと管轄区域を定め、巡視する。	
水防資機材の整備状況	・水防倉庫：市内に9箇所整備 ・資機材：スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、シート、照明器、蒿口、土囊、蛇籠、木材、縄、鉄線、杭、栗石	・水防倉庫：市内に5箇所整備 ・資機材：丸太、空俵、縄、蛇籠、鉄線、詰石、詰土、スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、照明具	・水防倉庫：市内に11箇所整備 ・資機材：丸太、空俵、縄、蛇籠、鉄線、詰石、詰土、スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、照明具	・水防倉庫：町内に1箇所整備 ・資機材：丸太、空俵、縄、土囊、スコップ、ツルハン、掛矢、杭、三角コーン等	・水防倉庫：市内に3箇所整備 ・資機材：丸太、空俵、縄、蛇籠、鉄線、詰石、詰土、スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、照明具	・水防倉庫：市内に3箇所整備 ・資機材：土囊、蛇籠、ジワウレン、チェンソー、スコップ、鉄線、縄、土囊、スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、照明具	・水防倉庫：市内に6箇所整備 ・資機材：丸太、空俵、縄、蛇籠、鉄線、スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、照明具	・水防倉庫：市内に10箇所整備 ・資機材：土木器具、発電機、丸太、杭、空俵袋類、ビニールシート、ビニール紐、蛇籠、鉄線、釘、鉄線籠、毛布、縄、ホース	・水防倉庫：市内に21箇所整備 ・資機材：スコップ、ツルハン、空俵、防水シート、蛇籠、鉋、照明具、ペンチ、鎌、発電機、カッター、ハンマー、丸太、鉄杭、鉄線、蛇籠、照明具 ・その他：消防団や自治会への土囊の配付	・水防倉庫：市内に9箇所整備 ・資機材：スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、照明具、土囊、蛇籠、縄、鉄線、詰石、詰土、スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、照明具	・水防倉庫：市内に13箇所整備 ・資機材：スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、照明器、丸太、空俵、土囊、蛇籠、縄、鉄線、杭、詰石、詰土、縄	・水防倉庫：町内に5箇所整備 ・資機材：スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、カッター、ハンマー、丸太、空俵、土囊、蛇籠、縄、鉄線、杭、詰石、詰土、縄	・水防倉庫：市内に17箇所整備 ・資機材：スコップ、ツルハン、斧、鎌、鉋、シノ、パール、ジョレン、鋸、鋸、ペンチ、シート、投光器、木杭、パイル、鉄防、ビニール、砂、丸太、土囊、縄、鉄線	・水防倉庫：市内に24箇所整備 ・資機材：スコップ、ツルハン、斧、鎌、鉋、シノ、鋸、ペンチ、シート、投光機、木杭、ビニール、丸太、土囊、縄、鉄線	・水防倉庫：市内に13箇所整備 ・資機材：ショベル、ツルハン、斧、鋸、ペンチ、照明器、救命綱、空俵、縄、鉄線、杭、掛矢、担架		
水防活動の担い手不足	・消防団員718名＝水防団を構成 ・隔年での水防訓練が主な訓練の場	・消防団が水防団を兼務にて対応	・少子高齢化の進行、被雇用者化により水防団員(消防団員)が減少傾向にある。	・消防団が水防団を兼務にて対応	中央市水防団は、中央市消防団をもって組織する。 中央市水防団は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有し、そのため消防機関、水防団の各部に組織しておく。	水防団が活動の中心	消防団が水防団を兼ね、水防活動を担っている。	非常時消防が受け持つことになるが、高齢化、他市への就職などで人材不足となっている。	・消防団が水防団を兼ねており、消防活動の担い手がそのまま水防活動の担い手となる	・消防団員が担っている	・水防団(消防団員)の募集を、広報誌などにより実施	・消防団員が兼務している	・機能別消防団の充実 ・消防団協力事業所の促進	・富士宮市は、消防団が水防団を兼ねているが、女性の団員を積極的に採用するよう務めている	水防団は条例定数582名に対し483名(充足率83.0%) 平均年齢56.8歳	・消防団にて対応	
自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	・水防計画の初動規定及び配備基準に基づき災害対策業務を行う。	初動規定及び配備基準に基づき災害対策業務を行う。	・災害対策本部を市役所に設置 ・職員における水防配置及び動員計画により、各部署連携を図り水害対策業務を行う。	・災害対策マニュアル、職員書道マニュアルに基づき対応する	中央市役所田富庁舎の2階東1会議室に災害対策本部を設置する。ただし、本庁舎が被災した場合、他の庁舎に設置する。	災害対策本部を本庁舎に設置。必要に応じて現地対策本部を設置。関係機関との情報連携を図り、住民への情報周知を図る。	水防計画の配備基準に基づき、災害対策業務を行う。	災害対策本部を本庁舎に設置する。	・市役所・各支所災害情報等を迅速に収集し、関係機関・住民等への的確に伝達できるように努める。また、防災対策用資機材等の備蓄に努める。	・災害対策本部を笛吹市役所本3階301会議室に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、笛吹市消防本部に設置する。総務課及び各支所に現地活動拠点支部を置く。	・市役所本庁舎は浸水想定区域外であり、災害拠点病院は、浸水想定に対応した建設を行っている。	・隣接する中富総合会館を代替施設とするが、水害では本庁舎と同程度の被災が見込まれるため、各支所へ機能を移す。	・防災計画及び職員初動マニュアルに基づき対応	富士川の浸水想定区域外	浸水想定区域外	富士川の浸水想定区域外	
③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項																	
項目	韮崎市	甲斐市	南アルプス市	昭和町	中央市	市川三郷町	富士川町	甲州市	山梨市	笛吹市	甲府市	身延町	南部町	富士宮市	富士市	静岡市	
排水施設、排水資機材の操作・運用	・市は農業田取水堰及び水門に水利組合長及び地元区長を責任者とし、施設の管理運用を行っていただき、水災を未然に防止している	・市に常勤している土地改良職員に排水の管理を行っていただき、水災を未然に防止している	・市内における排水機場及び水門を把握し、適切な操作訓練を行うとともに、水害を未然に防止するよう措置。「職員における水防配置及び動員計画」に基づき操作担当者を配置。	・水門の位置の把握と適切な操作訓練を行う	たん水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動配置及び動員計画に基づき整備している。	農業用取水堰及び水門一覧表あり	・町は、町内における排水機場及び水門を把握し、適切な操作を行うとともに、水災を未然に防止するよう措置するものとする。施設名記載あり。	排水施設なし 資機材については、市役所各庁舎で保管	・市は、市域内にある農業用取水堰及び水門に水利組合長及び地元区長を責任者として配置し、開閉の任に当たらせ、水災を未然に防止するよう措置するものとする。	・市は、資材及び機材について常に点検し、補充するものとする。	・本市職員による対応と、建設安全協議会との協定に基づく対応を実施	・たん水防除施設として、排水機のある地区の記載あり(2地区) ・水防団に管理および操作を委託。水災を未然に防止するよう措置する。	・町内における農業用取水堰及び水門等を把握し、その管理者に適切な操作を行わせるよう措置	・市内における農業用取水堰及び水門等を把握し、その管理者に適切な操作を行わせる	水門操作要領に基づく操作・運用	・市管理の樋管2基設置。(うち1基は国所管) ・出水時における樋管の操作を、操作規則を定め実施。	
④河川管理施設の整備に関する事項																	
項目	韮崎市	甲斐市	南アルプス市	昭和町	中央市	市川三郷町	富士川町	甲州市	山梨市	笛吹市	甲府市	身延町	南部町	富士宮市	富士市	静岡市	
堤防等河川管理施設の現在の整備状況			・整備済み		・宇坪排水機場 ・東花輪排水機場 ・高部排水機場 (上記3箇所へ簡易水位計、監視カメラの設置)	高田排水機場の改修	・東川排水機場 ・長沢排水機場 ・青柳排水機場			・洪川排水機場	・西耕地樋門の定期点検を実施	・西嶋、八日市場に排水機場を整備				・市が所管する樋管の管理用地における堤防面の維持管理	

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

別紙ー1【各県・国の機関】

①情報伝達、避難計画等に関する事項				
項目	山梨県	静岡県	気象庁	国土交通省
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	・荒川、塩川について、中北建設事務所長と甲府気象台長が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。 ・水位周知河川(県内8河川)について、特別警戒水位到達情報等を通知している。	・甲府河川国道事務所から発表された洪水予報等を関係機関に伝達している。 ・水位周知河川(県内2河川)について、特別警戒水位到達情報を通知している。	・河川管理者と共同で洪水予報を発表している。	・国土交通省と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。 ・災害発生の際には、事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。
避難勧告等の発令基準	・洪水予報、特別警戒水位到達情報が、市町村長の避難勧告等の発令の判断の目安にできるよう情報提供している。	・洪水予報、特別警戒水位到達情報が、市町村長の避難勧告等の発令の判断の目安にできるよう情報提供している。	・河川管理者と共同で洪水予報を発表している。	・確実に避難勧告等の発表を行うためのツールとして、現在チェックリスト、タイムラインの作成支援を行っている。 ・自治体向けに、水位予測情報を統一河川情報にて発信している。
避難場所・避難経路	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援。 【対象河川】 荒川、塩川、相川、濁川、平等川、滝戸川、境川、坪川、滝沢川、芦川	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援。 【対象河川】 潤井川、小潤井川		・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援。 ・避難判断基準検討システム提供による、避難計画の見直し・検討支援。
住民等への情報伝達の体制や方法	・洪水予報及び特別警戒水位到達情報は、報道機関、自治体等を通じて伝達している。 ・総合河川情報システム(HP)により雨量、水位、洪水予報等の情報を提供している。 ・NHK、CATVのデータ放送により雨量、水位等の情報を提供している。	・インターネットサイト「サイボスレーダー」により雨量、水位及び洪水予報等の情報を提供している。 ・洪水予報等は、報道機関、市町を通じて、住民へ伝達している。	・気象情報等を、自治体や報道機関を通じて住民等へ伝達している。 ・気象台(気象庁)ホームページによる情報提供。	富士川水系情報提供システム(HP)にて、雨量・水位情報、ライブ映像を公開。 NHK、CATVのデータ放送により雨量、水位等の情報を提供している。
避難誘導体制				
平時からの住民等への周知・教育・訓練	・総合河川情報システム(HP)にて、雨量・水位情報を公開 ・NHK、CATVのデータ放送により雨量、水位情報を公開 ・「水防対策ルーム」を県庁見学ルートに入れ、見学者に設備の紹介と水防教育を実施している。	・インターネットサイト「サイボスレーダー」により雨量、水位等の情報を提供している。 ・出前講座や県庁見学等を通じて水防教育を実施している。	・出前講座による防災気象情報の普及啓発	・小中学校の総合学習授業や市民の生涯学習の場で、出前講座を実施 ・富士川水系情報提供システム(HP)にて、雨量・水位情報、ライブ映像を公開。 ・NHK、CATVのデータ放送により雨量、水位情報を公開
②水防に関する事項				
項目	山梨県	静岡県	気象庁	国土交通省
河川水位等に係る情報提供	・河川管理者が基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ・雨量、水位情報は、総合河川情報システム(HP)、NHK、CATVのデータ放送等により提供している	・甲府河川国道事務所から発表された水防警報等を関係機関に伝達している。 ・インターネットサイト「サイボスレーダー」により雨量、水位及び洪水予報等の情報を提供している。		・基準観測所の水位により水防警報を発令。 ・水位計、光ケーブル、CCTVを配置している。 ・富士川水系情報提供システム、NHK、CATVのデータ放送等にて河川水位、CCTV画像、気象情報等を配信
河川の巡視	・自治体、水防団などと重要水防箇所の合同点検を実施。 ・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。	・自治体、水防団などと重要水防箇所の合同点検を実施。 ・必要に応じ、出水時における河川巡視を実施。		・自治体、水防団などと重要水防箇所の合同点検を実施。 ・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。
水防資機材の整備状況	・県の水防倉庫に備蓄している。	・県の水防倉庫及び備蓄資材置場に備蓄している。		事務所、出張所、防災ステーション、水防拠点に水防資機材を備蓄。
水防活動の担い手不足				
自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応				
③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項				
項目	山梨県	静岡県	気象庁	国土交通省
排水施設、排水資機材の操作・運用	・県管理の排水機場2箇所、伏越水門・樋門を9基設置。			・災害対策車として対策本部車1台、排水ポンプ車4台を保有。 ・国交省管理の排水機場が5箇所、排水樋門・樋管が47基設置。 ・操作訓練を年1回実施
④河川管理施設の整備に関する事項				
項目	山梨県	静岡県	気象庁	国土交通省
堤防等河川管理施設の現在の整備状況	・洪水被害を防止するために河道拡幅や流域貯留浸透施設等の河川改修事業を実施。 【対象河川】 伝法沢川、潤井川、小潤井川、富士早川			・河岸侵食、外水氾濫対策として、低水護岸工事、築堤護岸工事を実施。 ・河川防災ステーションを整備し、緊急用資材の備蓄、資材の搬出入やヘリコプターの離発着に必要な作業面積の確保。

○概ね5年で実施する取組

●:実施済み ○:取組実施 ■:対応なし

具体的な取組の柱	事項	具体的な取組	主要内容	目標時期	実施する機関																	地域住民				
					韮崎市	甲斐市	南アルプス市	昭和町	中央市	市川三郷町	富士川町	甲州市	山梨市	笛吹市	甲府市	身延町	南部町	富士宮市	富士市	静岡市	山梨県		静岡県	気象庁	国土交通省	
1)ハード対策の主な取組																										
■洪水を河川内で安全に流す対策																										
流下能力向上対策、浸透・侵食対策としての築堤・護岸の整備	・流下能力対策	引き続き実施																			○	○		○		
	・浸食洗掘対策	引き続き実施																				○			○	
■危機管理型ハード対策																										
当面堤防整備が出来ない区間の堤防天端の舗装、法尻対策の実施	・堤防天端の保護	平成29年度																						○		
	・裏法尻の補強	平成32年度																						○		
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																										
危険度の的確な把握及び自治体の避難判断に資する簡易水位計の設置とシステム表示の整備(富士川水系情報提供システム)	・簡易水位計の設置	順次実施		○			●			○		○												○	活用	
	・システム表示の整備	実施済み																						●	活用	
水防活動に必要な緊急用資機材の備蓄、資材の搬出入やヘリコプターの離発着のための河川防災ステーションの整備	・防災ステーションの整備(木島地区)	平成32年度																						○		
防災計画に基づく水防資機材の配備	・水防資機材の配備	順次実施		○		○	○	○	○		○		○	○	○	○			○							
避難場所として活用できる堤防の整備	・堤防整備(宇坪地区、富士川地区)	平成29年度																						○	活用	
排水機場の改修(機能保全)	・排水機場の改修(機能保全)	順次実施						○	○	○														○		
避難場所の災害種別の表示の整備	・避難場所の災害種別の表示の整備	順次実施		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	活用
総合土砂管理計画の策定	総合土砂管理計画の策定	平成32年度																						○		
防災行政無線の改良、防災ラジオ等の整備	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の整備	順次実施		●	○	●		○	○	○	○	●	○	●	●	○	○	○	●						○	活用
洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実	・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実	順次実施		○	○	○	○	○				○	○						●							

○概ね5年で実施する取組

●:実施済み ○:取組実施 ■:対応なし

具体的な取組の柱	事項	具体的な取組	主な内容	目標時期	実施する機関																			地域住民
					韮崎市	甲斐市	南アルプス市	昭和町	中央市	市川三郷町	富士川町	甲州市	山梨市	笛吹市	甲府市	身延町	南部町	富士宮市	富士市	静岡市	山梨県	静岡県	気象庁	
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																								
■情報伝達、避難計画等に関する取組																								
			河川管理者から自治体への情報提供の充実を図るため、避難勧告の発令に着目したチェックリスト・タイムラインの作成及び訓練	・チェックリスト・タイムラインの作成及び支援 ・チェックリスト・タイムラインを活用した訓練・見直し及び支援	引き続き実施 順次実施	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		
			避難場所の検討を支援する「避難判断基準等検討支援システム」の更新・活用	・「避難判断基準等検討支援システム」の構築 ・「避難判断基準等検討支援システム」の更新・活用	実施済み 順次実施	■ ○	■ ○	■ ○	■ ○	■ ○	■ ○	■ ○	■ ○	■ ○	■ ○	■ ○	■ ○	■ ○	■ ○	■ ○	■ ○	● ○		
			広域避難に関する調整、避難経路の検討	・広域避難に関する調整、避難経路の検討	順次実施	■ ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			PC、スマートフォン、SNS等を利用した防災・気象情報の配信	・PC、スマートフォン等で河川画像を配信、SNSを利用した防災・気象情報の配信	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	活用	
			「富士川水系情報提供システム」による河川情報の提供	・「富士川水系情報提供システム」による河川情報の提供	引き続き実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	活用	
			予測システムの精度向上	・洪水予測システムの精度向上	引き続き実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○		
			洪水対応情報伝達演習の実施	・洪水対応情報伝達演習	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参加	
			避難情報に関する意見交換会の実施	・避難情報に関する意見交換会	順次実施	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参加	
			洪水予報文の改良	・洪水予報文の改良	平成28年度	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	●	●	○	活用	
			気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改良	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改良	平成29年度	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	活用	
■平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組																								
			避難を促す緊急行動トップセミナーの開催	・緊急行動トップセミナーの開催	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			・想定最大規模洪水も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表 ・土砂災害の発生を考慮したハザードマップの作成支援	・想定最大規模洪水も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表 ・土砂災害の発生を考慮したハザードマップの作成支援	順次実施 引き続き実施	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		
			想定最大規模洪水を対象としたハザードマップの作成・周知	・想定最大規模洪水を対象としたハザードマップの作成・周知	平成28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	活用	
			・小中学生等を対象とした水災害教育の実施 ・出前講座を活用した講習会の実施	・小中学生等を対象とした水災害教育の実施 ・出前講座を活用した講習会の実施	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参加	
			地域減災ハザードマップ作成事業の実施	・地域減災ハザードマップ作成事業の実施	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参加	
			家屋倒壊等氾濫想定区域の自治会を対象とした防災研修会の実施	・家屋倒壊等氾濫想定区域の自治会を対象とした防災研修会の実施	平成28年度から順次実施	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参加	
			共同点検の実施	・共同点検の実施	順次実施	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参加	

○概ね5年で実施する取組

●:実施済み ○:取組実施 ■:対応なし

具体的な取組の柱	事項	具体的な取組	主な内容	目標時期	実施する機関																			地域住民	
					韮崎市	甲斐市	南アルプス市	昭和町	中央市	市川三郷町	富士川町	甲州市	山梨市	笛吹市	甲府市	身延町	南部町	富士宮市	富士市	静岡市	山梨県	静岡県	気象庁		国土交通省
2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組																									
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																									
		重要水防箇所の見直し	・重要水防箇所の見直し	引き続き実施																○	○	○			
		水防連絡部会等による水防団等との合同巡視の実施	・水防連絡部会等による水防団等との合同巡視の実施	順次実施		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		災害時巡視システムによる被災情報の共有	・災害時巡視システムによる被災情報の共有	順次実施		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		水防活動の担い手となる水防団(消防団)員の確保。また、水防協力団体の募集・指定の促進	・水防活動の担い手となる水防団(消防団)員の確保。また、水防協力団体の募集・指定の促進	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自営水防の推進に関する取組																									
		洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実	・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		自主防災会等の強化・育成及び水防活動への参加を促進	・自主防災会等の強化・育成及び水防活動への参加を促進	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参加		
		業務継続計画の策定	・業務継続計画の策定	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●			
2)ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化																									
■排水活動の強化に関する取組																									
		排水機場、樋門、水門の操作情報の共有。内水排除施設及び排水ポンプ車の運用・配置シミュレーション訓練	排水機場、樋門、水門の操作情報の共有。内水排除施設及び排水ポンプ車の運用・配置シミュレーション訓練	順次実施	○		○	○	○	○	○			○	●	○	○	○		○	○	○			
		排水ポンプ車等、災害対応による機器の操作講習会の実施	・排水ポンプ車等、災害対応による機器の操作講習会の実施	順次実施			○	○		○	○			○		○	○	○	○		○	○			
		水防団(消防団)による排水のためのポンプ操作訓練の実施	・水防団(消防団)によるポンプ操作訓練の実施	順次実施	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○						
		氾濫水を河道に戻す、排水機能を確保するための霞堤の保全	・霞堤の機能保全	引き続き実施																		○			



〇概ね5年で実施する 取組

項目	事項	内容	重崎市		甲斐市		南アルプス市		昭和町		中央市		市川三郷町		富士川町		甲州市		山梨市		笛吹市			
			実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期
(1)ハード対策の主な取組																								
■洪水を河川内で安全に流す対策																								
		流下能力向上対策、浸透・侵食対策としての築堤・護岸の整備																						
■危機管理型ハード対策																								
		当面堤防整備が出来ない区間の堤防天端の舗装、法尻対策の実施																						
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																								
		危険度の的確な把握及び自治体の避難判断に資する簡易水位計の設置とシステム表示の整備(富士川水系情報提供システム)			・簡易水位計の設置	平成28年度から平成29年度まで					・簡易水位計の設置	実施済み			・簡易水位計の設置	平成29年度から順次実施					・民間気象会社の提供する水防対策支援システムを活用した危険度や避難情報の明確化	平成28年度から順次実施		
		・水防活動に必要な緊急用資機材の備蓄、資材の搬出入やヘリコプターの離発着のための河川防災ステーションの整備																						
		・防災計画に基づく水防資機材の配備			・防災計画に基づく水防資機材を水防倉庫に配備	引き続き実施			・水防資機材の配備	平成29年度から平成32年度まで	・水防資機材に不足が生じた場合は、早急に補充しておくものとする。	引き続き実施	・水防資機材の備蓄・配備	引き続き実施	・水防資機材の充実	引き続き実施					・水防計画に基づき、緊急用資機材の備蓄を行っている。 ・各水防団へ毎年5月～7月に水防用消耗品の配備を行っている。	引き続き実施		
		避難場所として活用できる堤防の整備																						
		排水機場の改修(機能保全)									・構造物の耐震工事の実施の検討	平成30年度から順次実施	・高田排水機場の改修	引き続き実施し平成29年度まで	・一部の排水機場の改修検討	引き続き実施								
		避難場所の災害種別の表示の整備			・今後検討予定	平成28年度から平成32年度まで	・避難場所における災害種別ごとの表示の整備	平成29年度から平成32年度まで	・避難場所の災害種別の表示の整備	平成29年度から平成32年度まで	・検討中	平成29年度から平成30年度まで	・避難場所の災害種別の表示の整備	平成30年度から平成31年度まで	・表示の整備を検討	平成29年度から平成32年度まで	・電柱を利用した表示板の整備について検討中(まちなみ景観とも調整)	平成29年度から順次実施	・避難場所の災害種別の表示検討	平成32年度から順次実施	・表示の整備について検討していく	引き続き実施		
		総合土砂管理計画の策定																						
		防災行政無線の改良、防災ラジオ等の整備			・防災行政無線のデジタル化は実施済	実施済み	・防災行政無線の修繕及び個別受信機等の配布について検討を行なう。	【防災行政無線】実施済み【個別無線機】平成29年度から平成32年度まで	・防災行政無線のデジタル化は実施済	実施済み	・周知手段の検討	平成29年度から平成30年度まで	・防災行政無線のデジタル化は実施済・防災ラジオの普及	引き続き実施	・防災行政無線についてはデジタル化が完了しているため実施なし。 ・防災行政無線のみならず、個別受信機の設置を検討	引き続き実施	【防災行政無線】実施済み【個別無線機】平成32年度から順次実施	・防災行政無線のデジタル化は完了しているため実施なし	実施済み	・難聴地域の解消	引き続き実施			
		洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実			・庁舎の機能確保のための対策を講じる。	平成28年度から順次実施	・庁舎の大規模改修時に対策を講じる。	平成28年度から平成32年度まで	・機能確保のための対策を検討	平成28年度から平成32年度まで	・庁舎結合に伴う計画により検討中	平成28年度から平成31年度まで	・施設の改修方法等の検討	平成30年度から平成31年度まで							・庁舎機能確保のための対策を検討する	平成32年度から順次実施	・機能確保のための対策を検討する	平成28年度から順次実施

〇概ね5年で実施する 取組

別紙-2-②

項目	事項	内容	甲府市		身延町		南部町		富士宮市		富士市		静岡市		山梨県		静岡県		気象庁		国土交通省																	
			実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期														
(1)ハード対策の主な取組																																						
■洪水を河川内で安全に流す対策																																						
		流下能力向上対策、浸透・侵食対策としての築堤・護岸の整備																					・洪水能力向上対策、浸透・侵食対策を実施予定。(区間延長:1km)	平成28年度から平成32年度まで	・洪水能力向上対策等を実施【継続】	引き続き実施											・流下能力対策(区間延長:2.3km) ・浸食・洗掘対策(区間延長:4.8km)	【流下能力対策】引き続き実施し平成32年度まで【浸食・洗掘対策】引き続き実施し平成32年度まで
■危機管理型ハード対策																																						
		当面堤防整備が出来ない区間の堤防天端の舗装、法尻対策の実施																																			・堤防天端の保護(区間延長:9.3km) ・表法尻の補強(区間延長:1.5km)	【堤防天端の保護】引き続き実施し平成29年度まで【表法尻の補強】平成32年度
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																																						
		危険度の的確な把握及び自治体の避難判断に資する簡易水位計の設置とシステム表示の整備(富士川水系情報提供システム)																																			・簡易水位計の設置し、表示システムを構築する。 ・WEB表示で情報提供を行う	【システム構築】実施済み【情報提供】順次実施
		・水防活動に必要な緊急用資機材の備蓄、資材の搬出入やヘリコプターの離発着のための河川防災ステーションの整備																																			・増穂地区の整備は完了 ・木島地区の整備を進める	【増穂地区】実施済み【木島地区】引き続き実施し平成32年度まで
		・防災計画に基づく水防資機材の配備	・市内9箇所の水防倉庫に資機材(土のう、スコップ等)を配備	引き続き実施	・経年劣化し、使用が難しい資材の入替	平成28年度から順次実施	・町内水防倉庫内の資機材の状況把握と、不足資機材の補充	平成29年度から平成32年度まで	・水防計画に基づく水防資機材の配備	引き続き実施												・水防資機材の補充計画を立て、計画的な補充を行っていく。	平成28年度から順次実施															
		避難場所として活用できる堤防の整備																																			・避難場所として活用できる堤防の整備(宇坪地区、富士川地区)	【宇坪地区】平成28年度【富士川地区】平成28年度から平成29年度まで
		排水機場の改修(機能保全)																																			・穏池排水機場の改修 ・既設ポンプの機能維持	【穏池排水機場改修】引き続き実施し平成28年度まで【機能維持】引き続き実施
		避難場所の災害種別の表示の整備	・水防計画に記載済であり、避難場所(現地)への表示については検討している	平成30年度から平成32年度まで	・整備計画の検討と表示の整備	平成28年度から平成32年度まで	・避難場所における災害種別ごとの表示の整備	平成29年度から平成32年度まで			・整備を検討	平成29年度から順次実施	・検討中	平成28年度から順次実施																								
		総合土砂管理計画の策定																																			・富士川、釜無川を対象に検討	引き続き実施し平成32年度まで
		防災行政無線の改良、防災ラジオ等の整備	・防災無線はデジタル化に整備済み。防災ラジオは、全避難所に配備済み	実施済み	・H25、H26年度で防災行政無線のデジタル化、および戸別受信機の設置完了	実施済み	・実施を検討する	平成32年度から順次実施	・同報無線のデジタル化	平成29年度から順次実施	・防災ラジオ有償配布実施済	引き続き実施	・実施済み	実施済み																								
		洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実																																			・浸水区域外の支所へ機能移転	引き続き実施
																																					・自家発電機の屋上への移設	平成32年度から順次実施

〇概ね5年で実施する 取組

別紙-2-②

項目	事項	内容	重崎市		甲斐市		南アルプス市		昭和町		中央市		市川三郷町		富士川町		甲州市		山梨市		笛吹市			
			実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期
(2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																								
■情報伝達、避難計画等に関する取組																								
		河川管理者から自治体への情報提供の充実を図るため、避難勧告の発令に着目したチェックリスト・タイムラインの作成及び訓練	・チェックリスト、タイムラインは毎年、出水期後に更新 ・河川管理者と連携した実践的な訓練	【作成】 実施済み 【更新】 順次実施 【訓練】 順次実施	・策定したチェックリスト・タイムラインについて、定期的に見直し・修正を行う。	【作成】 実施済み 【見直し・修正】 順次実施	・チェックリスト、タイムラインは毎年、出水期後に更新	【作成】 実施済み 【更新】 順次実施	・チェックリスト、タイムラインの定期的な見直しと修正	【作成】 実施済み 【見直し・修正】 順次実施	・チェックリスト、タイムラインは毎年、出水期後に更新 ・首長等も参加した実践的な訓練【H29年度～毎年】	【作成】 実施済み 【更新】 順次実施 【訓練】 順次実施	・チェックリスト、タイムラインの定期的な見直しと修正	【作成】 実施済み 【見直し・修正】 順次実施	・チェックリスト・タイムラインの検討	【作成】 実施済み 【見直し・修正】 順次実施	・水害時のタイムラインを作成し、チェックリストとともに随時更新する。	【作成】 実施済み 【更新】 順次実施	・水害時のタイムラインを作成し、チェックリストとともに毎年確認・更新をする。	【作成】 実施済み 【更新】 順次実施	・チェックリスト、タイムラインを活用及び定期的な見直し。	【作成】 実施済み 【見直し】 順次実施		
		避難場所の検討を支援する「避難判断基準等検討支援システム」の更新・活用	・「避難判断基準検討支援システム」の活用	平成29年度から順次実施	・「避難判断基準検討支援システム」の活用	平成29年度から順次実施	・「避難判断基準検討支援システム」の導入検討。	平成29年度から平成32年度まで	・「避難判断基準検討支援システム」の活用	平成28年度から順次実施	・支援システムを活用し洪水時における指定緊急避難場所の収容人数と避難者数の整合を図る。	平成28年度から順次実施	・避難判断基準検討支援システムを活用し、避難情報の発令に活用していく	平成28年度から順次実施	・避難判断基準検討支援システムを参考に、避難先、経路、避難開始のタイミングを検討	平成29年度から順次実施	・避難判断基準検討支援システムの活用	平成28年度から順次実施	・緊急時の判断において「避難判断基準検討支援システム」の活用を検討する。	平成32年度から順次実施	・避難所見直しのひとつの基準として避難判断基準検討支援システムを活用する	平成28年度から順次実施		
		広域避難に関する調整、避難経路の検討			・緊急指定避難所の選定等、水害避難計画を検討 ・広域避難計画の検討	平成28年度から平成32年度まで	・避難経路の検討	平成29年度から順次実施	・避難計画・避難経路の検討	平成28年度から順次実施	・広域避難計画及び避難経路の検討を行う。	平成28年度から順次実施	・避難計画・避難経路の検討	平成30年度から平成31年度まで	・広域避難計画、避難経路の検討	引き続き実施	・広域避難計画の検討	平成29年度から順次実施	・広域避難に関する調整等の検討	平成32年度から順次実施	・広域避難計画の検討	平成28年度から順次実施		
		・PC、スマートフォン、SNS等を利用した防災・気象情報の配信	・市ホームページにおいて、台風等の警戒情報のコンテンツ作成時に、河川管理者等の関連情報のリンクを掲載するなど、適宜情報提供を行う	引き続き実施	・SNSを利用した防災・気象情報の配信方法について検討し、有効な方法があれば実施する。	平成28年度から平成32年度まで	・CATV・スマートフォンを利用した防災・気象情報の配信(データ放送整備事業H28年度～)	平成28年度から順次実施	・富士川水系情報提供システムによる情報収集	平成28年度から順次実施	・富士川水系情報提供システムによる情報収集 ・総合河川情報システムによる情報収集	平成28年度から順次実施	・PC、スマホ等による情報配信の検討 ・富士川水系情報提供システムによる情報収集	平成28年度から順次実施	・富士川水系情報提供システムによる情報収集	平成28年度から順次実施	・富士川水系情報提供システムによる情報収集	引き続き実施	・「富士川水系情報提供システム」による情報収集の検討	平成30年度から順次実施	・防災行政無線、笛吹市防災無線メール等による情報提供	引き続き実施		
		・「富士川水系情報提供システム」による河川情報の提供																						
		・予測システムの精度向上																						
		洪水対応情報伝達演習の実施	・防災訓練の中で実施【一部実施済み(消防団関係)】	引き続き実施	・防災訓練の中で実施を検討	平成29年度から順次実施	・洪水対応情報伝達演習の実施。	平成29年度から順次実施	・洪水対応情報伝達演習の実施。	平成29年度から順次実施	・洪水が発生した場合において危険区域とされる「家屋倒壊危険ゾーン」、「浸水深が深い」地域に対し、今後、情報伝達訓練実施の検討を行う。	平成29年度から順次実施	・洪水対応情報伝達演習の検討・先進地視察	平成31年度から順次実施	・洪水対応情報伝達演習の実施	平成29年度から順次実施	・洪水対応情報伝達演習の実施	平成29年度から順次実施	・洪水対応情報伝達演習の実施	平成29年度から順次実施	・洪水対応情報伝達演習の実施	平成32年度から順次実施	・洪水対応情報伝達訓練の実施	引き続き実施
		要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・防災訓練の中で実施【一部実施済み(社協関係)】	引き続き実施	・避難計画・訓練の検討をおこなう。	平成29年度から順次実施	・要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練。	平成29年度から平成32年度まで	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	平成29年度から順次実施	・避難計画は早期に作成。防災訓練に避難計画項目を入れた訓練を検討する。	平成28年度から順次実施	・要配慮者利用施設に必要な周知を図る	平成30年度から順次実施	・要配慮者利用施設の避難計画の作成、訓練の促進	平成29年度から順次実施	・災害時要援護者支援台帳に基づく個別計画の策定	平成30年度から平成32年度まで	・地域防災計画内の記述の見直しの検討	平成32年度から順次実施	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	引き続き実施		
		避難情報に関する意見交換会の実施			・H28年より地域防災リーダー養成講習を実施している。	平成28年度から順次実施	・意見交換会の実施。	引き続き実施	・意見交換会の実施。	平成29年度から順次実施	・平成27年度より、自主防災会を対象に実施している。	引き続き実施	・必要に応じ実施	平成30年度から順次実施	・自主防災会の図上訓練等で意見交換の実施を検討	引き続き実施	・自主防災リーダーからの意見集約 ・避難所運営訓練	平成28年度から平成30年度まで	・意見交換会開催の検討	平成32年度から順次実施	・避難情報に関する意見交換会実施を検討する	引き続き実施		
		洪水予報文の改良																						
		気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改良																						

〇概ね5年で実施する 取組

別紙-2-②

項目	事項	内容	甲府市		身延町		南部町		富士宮市		富士市		静岡市		山梨県		静岡県		気象庁		国土交通省	
			実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期
(2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																						
■情報伝達、避難計画等に関する取組																						
		河川管理者から自治体への情報提供の充実を図るため、避難勧告の発令に着手したチェックリスト・タイムラインの作成及び訓練	・チェックリスト、タイムラインの定期的な見直し 【作成】実施済み【見直し】順次実施	・チェックリストの随時修正。 ・情報伝達訓練へ参加	【作成】実施済み【随時修正】順次実施【訓練】順次実施	・自主防災会を対象とした図上訓練の中で、行政の災害時対応(タイムライン)に沿った訓練を実施する	【作成】実施済み【訓練】順次実施	・チェックリスト・タイムラインの作成・訓練の実施	【作成】実施済み【訓練】順次実施	・チェックリスト、タイムラインの定期的な見直しと修正	【作成】実施済み【見直しと修正】順次実施	・チェックリスト、タイムラインの定期的な見直しと修正 ・土砂災害、内水氾濫の視点を追加	【作成】実施済み【見直しと修正】順次実施	・富士川支川(指定区間)の県管理河川は、直轄河川で作成されたタイムラインを参考として課題等を整理・検証し、今後、タイムラインの整備を検討する。 ・実践的な訓練を国と合同で実施する。	平成29年度から順次実施	・水防法で規定する水位周知河川について、検討を進める。 【対象河川】潤井川、小淵井川 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの修正は、市町への助言・指導の実施。【継続】	平成29年度から順次実施	・要請に基づくタイムラインの作成支援	引き続き実施	・チェックリスト、タイムラインは毎年、出水期後に更新 ・自治体と連携した実践的な訓練	引き続き実施	
		避難場所の検討を支援する「避難判断基準等検討支援システム」の更新・活用	・広域避難を視野に入れたシステムの活用 平成29年度から順次実施	・避難判断基準等検討支援システムを参考に、避難先・経路、避難開始のタイミングを検討	引き続き実施	・避難判断基準等検討支援システムを活用した図上訓練等の実施	平成29年度から順次実施	・「避難判断基準等検討支援システム」の活用	平成28年度から順次実施	・活用を検討	平成32年度から順次実施	・本市の計画と整合を図り活用を検討	引き続き実施	・県河川の氾濫シミュレーションデータを「避難判断基準等検討支援システム」に登録する。	平成28年度から順次実施	・県河川の氾濫シミュレーションデータを「避難判断基準等検討支援システム」に登録する。	平成29年度から順次実施	・システムの活用	平成28年度から順次実施	・「避難判断基準等検討支援システム」の構築 ・「避難判断基準等検討支援システム」の更新	【システム構築】実施済み【システム更新】引き続き実施	
		広域避難に関する調整、避難経路の検討	・甲府市地域防災計画の定期的な見直し 平成29年度から順次実施	・避難判断基準等検討支援システムを参考に、避難先・経路、避難開始のタイミングを検討	引き続き実施	・避難先・経路等の見直し	引き続き実施	・避難勧告の判断・伝達マニュアルの改訂(H27.10)	引き続き実施	・必要に応じて検討する	平成32年度から順次実施	・必要に応じて協議	平成28年度	・広域避難計画の支援	平成28年度から順次実施	・広域避難計画の支援	平成28年度から順次実施	・避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定の支援	引き続き実施	・避難判断基準等検討支援システムの更新	引き続き実施	
		・PC、スマートフォン、SNS等を利用した防災・気象情報の配信	・防災無線放送、甲府市防災防犯メールマガジン等による情報提供【実施済み】 引き続き実施	・災害時、町ホームページを災害用に切り替える。 引き続き実施	引き続き実施	・災害の発生または発生するおそれのある場合に、町HPに勧告等の災害情報の掲載を行う。 ・また、平時から、国県等の防災情報のサイトをリンクで掲示	引き続き実施	・防災・気象情報をホームページに掲載 ・同報無線情報をメール配信	引き続き実施	・防災情報メール活用や、コミュニティFM局からの情報発信について住民に周知	引き続き実施	・実施済	引き続き実施	・総合河川情報システムによる雨量・水位情報の提供(PC、スマートフォン等)【実施済み】 ・データ放送による雨量・水位情報を提供する放送局の拡大 ・「気象警報・注意報」「土砂災害警戒情報」「地震情報」のメール配信【実施済み】 ・データ放送による雨量・水位情報を提供する放送局の拡大	引き続き実施	・サイボスリーダーによる情報提供【実施済み】 ・デジタル放送による情報提供【継続】	引き続き実施	・防災情報提供システム、気象台(気象庁)ホームページによる情報提供	引き続き実施	・川の防災情報による情報提供 ・洪水予報等をプッシュ型で提供するためのシステムの構築	引き続き実施	
		・「富士川水系情報提供システム」による河川情報の提供																			・富士川水系情報提供システムによる情報提供	引き続き実施
		・予測システムの精度向上																			・洪水予測システムの精度向上	引き続き実施
		洪水対応情報伝達演習の実施	・実施している 引き続き実施	・洪水対応情報伝達演習の実施	引き続き実施	・検討を実施	平成29年度から順次実施	・実施している	引き続き実施	・実施を検討する	平成30年度から順次実施	・洪水対応情報伝達演習の実施	引き続き実施	・洪水対応情報伝達演習の実施【実施済み】	引き続き実施	・洪水対応情報伝達演習の実施【継続】	引き続き実施	・毎年出水期前に、甲府河川国道事務所と共同実施	引き続き実施	・毎年出水期前に洪水対応演習を実施	引き続き実施	
		要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・要配慮者施設に対する避難計画の策定と避難訓練を実施している 引き続き実施	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進をする	引き続き実施	・検討を実施	平成29年度から順次実施	・災害時要援護者支援計画	引き続き実施	・施設の避難計画の作成促進は行っているが、富士川ハザードマップ更新後に改めて徹底する	平成30年度から順次実施											
		避難情報に関する意見交換会の実施	・自治会からの要請に基づき実施している訓練指導において実施中 ・防災指導等で周知を図る 引き続き実施	・避難情報に関する意見交換会の実施の検討	平成28年度から順次実施	・町主催の自主防災会の図上訓練時に、意見交換を実施	引き続き実施	・自主防災会からの要望に応じて、出前講座を実施	引き続き実施	・自主防災会からの要望に応じて、防災講座等を含め実施している	引き続き実施											
		洪水予報文の改良												・発表の対象区域や避難の切迫性等が首長や住民に確実に伝わる洪水予報文の改良	平成28年度					・発表の対象区域や避難の切迫性等が首長や住民に確実に伝わる洪水予報文の改良	実施済み	
		気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改良																			・気象警報・注意報発表時に危険度に応じて色分けした時系列の表形式により提供 ・警報級の現象になる可能性の提供 ・警報・注意報を補足するメッシュ情報の充実化	平成28年度から平成29年度まで

○概ね5年で実施する 取組

項目	事項	内容	重崎市		甲斐市		南アルプス市		昭和町		中央市		市川三郷町		富士川町		甲州市		山梨市		笛吹市		
			実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
<p>(2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組</p> <p>■平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組</p>																							
		避難を促す緊急行動トップセミナーの開催	・避難を促すトップセミナーへの参加【H27年度～毎年】	引き続き実施	・トップセミナーへの参加。	引き続き実施	・トップセミナーへの参加。	引き続き実施	・トップセミナーへの参加。	平成29年度から順次実施	・避難を促すトップセミナーへの参加	引き続き実施	・避難を促すトップセミナーへの参加	引き続き実施	・トップセミナーへの参加	引き続き実施	・トップセミナーへの参加	引き続き実施	・トップセミナーへの参加	引き続き実施	・避難を促すトップセミナーへの参加	引き続き実施	
		想定最大規模洪水も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表・土砂災害の発生を考慮したハザードマップの作成支援																					
		想定最大規模洪水を対象としたハザードマップの作成・周知	・想定最大規模降雨も含めた浸水想定区域図の公表に基づき、ハザードマップの更新を行う	平成32年度から順次実施	・公表される浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップの更新を行う。	平成29年度から平成32年度まで	・公表される浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップの更新を行う。 ・HPでの周知	平成29年度から平成32年度まで	・ハザードマップの周知	平成29年度から平成32年度まで	・ハザードマップの作成・周知 ・主に危険エリアの自治会へ避難に関する防災研修会を実施する。	平成29年度から順次実施	・ハザードマップの見直し・作成・周知	平成30年度から平成31年度まで	・浸水想定区域図に基づき、ハザードマップを見直し、周知	平成29年度から順次実施	・ハザードマップの見直しを行い、戸別配布	平成29年度から順次実施	・公表される浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップの更新・周知を行う	平成30年度から順次実施	・浸水想定域に基づき、ハザードマップの更新を行う	平成29年度から平成30年度まで	
		小中学生等を対象とした水災害教育の実施 ・出前講座を活用した講習会の実施	・市内小中学校の総合学習授業のほか、防災訓練への参加を通じて防災教育の充実を図る	引き続き実施	・浸水想定区域内の小中学校に対し、総合学習で防災に関する授業を行うなど、防災教育を実施していく。	引き続き実施	・市内小中学校での防災教育の実施	平成29年度から順次実施	・町内小中学校での防災教育の実施	引き続き実施	・地区及び小中学校を対象とした出前講座の実施	引き続き実施	・小中学校を対象とした水災害教育の実施を検討 ・出前講座の継続実施	引き続き実施	・防災訓練への参加を通じて防災教育の充実を図る。	引き続き実施	・学校の避難訓練実施時期に合わせた教育を検討する	平成32年度から順次実施	・出前講座の継続実施	引き続き実施			
		地域減災ハザードマップ作成事業の実施	・地域リスクについてフィールドワークを行い、住民目線での地域の減災ハザードマップを作成、自主防災の会議において事例発表を行い、他の地域における取組につなげる	平成28年度から平成30年度	・地域防災リーダーを中心に各自治会に自主防災組織の設立及び自主防災マップの作成に取り組んでもらう。	引き続き実施	・自主防災講習会において、マップ作成自主防災会の事例発表を行ない、他の地域の取組につなげる。(指導・助言も行う)	引き続き実施	・実施を検討する	平成29年度から平成32年度まで	・防災マップ作成の必要性を周知していく	平成29年度から平成32年度まで	・実施を検討	引き続き実施	・昨年年度協定を結んだNPOと共同して取り組む	平成28年度から平成30年度まで	・土砂災害・洪水ハザードマップ作成済み	実施済み	・事業の実施を検討	平成32年度から順次実施			
		家屋倒壊等氾濫想定区域の自治会を対象とした防災研修会の実施	・自主防災講習会で実施を検討。	平成28年度から平成32年度まで	・実施を検討する	平成28年度から順次実施	・実施を検討する	平成28年度から順次実施	・実施を検討する	平成29年度から平成32年度まで	・自主防災会長を対象に研修会を実施した。	平成29年度から順次実施	・実施を検討する	平成29年度から平成32年度まで	・水害に限らず、危険家屋も存在するため、状況を把握し地域住民へ情報提供	平成28年度から順次実施	・実施を検討する	平成32年度から順次実施	・実施を検討する	平成32年度から順次実施			
		共同点検の実施	・公表後に実施を検討する。	平成29年度から順次実施	・実施を検討する	平成28年度から順次実施	・実施を検討する	平成28年度から順次実施	・重要水防箇所の点検時、河川に隣接する自治会役員の参加を促進する。	引き続き実施	・重要水防箇所の点検時、河川に隣接する自治会役員の参加を促進する。	引き続き実施	・重要水防箇所の点検時、河川に隣接する自治会役員の参加を促進する。	引き続き実施	・水害リスクの高い箇所を確認として、地域住民と管内の点検	平成29年度	・実施を検討する	平成32年度から順次実施	・実施を検討する	平成32年度から順次実施			
<p>(2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組</p> <p>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</p>																							
		重要水防箇所の見直し																					
		水防連絡部会等による水防団等との合同巡視の実施	・水防危険箇所の点検・水防資機材等の整備点検を実施。	平成29年度から順次実施	・水防団(消防団)、自主防災会と共同で点検の実施。	引き続き実施	・水防団、自主防災組織との合同巡視の実施	平成29年度から順次実施	・水防団等による共同点検の実施	引き続き実施	・甲府河川国道事務所との重要水防箇所合同巡視への参加	引き続き実施	・河川管理者と連携を図る中、水防危険箇所の巡視を実施	引き続き実施	・関係団体との協議の中で実施	平成29年度から平成30年度まで	・甲府河川国道事務所・山梨県と共に重要水防箇所の合同巡視(今後も継続) ・1年ごとに各水防倉庫備品の点検・補充・更新	引き続き実施	・水防団、自主防災組織との合同巡視の実施	平成32年度から順次実施			
		関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・消防協会峡北支部(峡北消防本部)で実施する水防訓練への水防団の参加	引き続き実施	・水防月間中に実施される水防訓練に参加【継続】	引き続き実施	・地域・自主防災会・水防団(消防団)等が連携した土砂災害訓練の実施(毎年)	引き続き実施	・水防団等による水防訓練の実施を検討する	平成29年度から順次実施	・水防団等による水防訓練の実施	引き続き実施	・検討中	平成29年度から順次実施	・実施を検討	引き続き実施	・消防団については、毎月定期的に機械器具の点検を行っているため、継続	引き続き実施	・土砂災害防災訓練の実施【継続】 ・水防訓練の実施	引き続き実施			
		災害時巡視システムによる被災情報の共有	・災害時巡視システムの利用の検討	平成29年度から順次実施	・災害対応管理システムによる被災情報の共有。	引き続き実施	・災害時巡視システムの利用の検討	平成29年度から順次実施	・関係機関と連携し実施	平成28年度から順次実施	・共有を図っていく	平成29年度から順次実施	・災害時巡視システムの利用の検討	平成29年度から順次実施	・災害時巡視システムによる被災情報の共有	平成29年度から順次実施	・災害時巡視システムの利用の検討	平成32年度から順次実施	・災害時巡視システムによる被災情報の共有	平成32年度から順次実施			
		水防活動の担い手となる水防団(消防団)員の確保。また、水防協力団体の募集・指定の促進	・消防団サポート事業等の事業促進により員確保を図る。	引き続き実施	・水防団員(消防団員)の確保の促進	引き続き実施	・水防団員(消防団員)の確保の推進。	平成28年度から順次実施	・自治会への協力を図る	引き続き実施	・消防団員サポート事業、自動車運送免許取得費補助を実施している。	引き続き実施	・消防団活動協力員制度の実施	平成28年度から順次実施	・水防団員(消防団員)の確保の促進	引き続き実施	・市広報、HP等で募集啓発	引き続き実施	・市の広報に消防団員の募集を掲載	引き続き実施	・消防団員確保のため、各施策を実施	平成28年度から順次実施	

〇概ね5年で実施する 取組

項目	事項	内容	甲府市		身延町		南部町		富士宮市		富士市		静岡市		山梨県		静岡県		気象庁		国土交通省				
			実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	
(2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																									
■平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組																									
		避難を促す緊急行動トップセミナーの開催	・トップセミナーへの参加を予定	引き続き実施	・トップセミナーへの参加	引き続き実施	・トップセミナーへの参加	引き続き実施	・トップセミナーへの参加	引き続き実施	・トップセミナーへの参加	引き続き実施	・トップセミナーへの参加	引き続き実施								・毎年出水期までに避難を促すトップセミナーの開催	引き続き実施		
		・想定最大規模洪水も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表 ・土砂災害の発生を考慮したハザードマップの作成支援														・水防法で規定する洪水予報河川、水位周知河川について、想定最大規模洪水も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の検討を進め、公表する。 ・市町が土砂災害ハザードマップの見直し等を実施する場合は支援する。	平成28年度から順次実施					・水防法で規定する水位周知河川について、【対象河川】潤井川、小淵井川、土砂災害の発生を考慮したハザードマップの作成支援を実施する。【継続】	平成28年度から順次実施	・浸水想定区域図の公表 ・シミュレーションの公表 ・土砂災害の発生を考慮したハザードマップの作成支援	【公表】平成28年度まで【支援】引き続き実施
		想定最大規模洪水を対象としたハザードマップの作成・周知	・想定最大規模洪水を対象とした浸水想定区域図の公表後速やかに着手	平成29年度から平成30年度まで	・公表される浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップの更新を行い、町広報を利用して、周知していく	平成29年度から平成32年度まで	・公表される浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップの更新を行う。 ・浸水区域・土砂災害警戒区域内に居住する住民への注意喚起と早めの避難の推進【継続】	平成29年度から順次実施	・想定最大規模洪水を対象としたハザードマップの作成・周知	平成29年度から順次実施	・ハザードマップの見直し	平成29年度から順次実施	・浸水想定区域図公表後速やかに着手	平成28年度から平成29年度											
		・小中学生等を対象とした水災害教育の実施 ・出前講座を活用した講習会の実施	・水災害教育は、学校側からの要請により実施 ・出前講座の要請により講習会を実施	引き続き実施	・実施を検討する	平成28年度から順次実施	・訓練や授業のなかで、水害時の避難行動や、非常持ち出し品などの防災教育を実施する。	引き続き実施	・総合学習・出前講座～今後も継続	引き続き実施	・防災講座の実施	引き続き実施	・市内小学校の総合学習事業の中で、水防教育の実施（防災講座等）	引き続き実施	・県内小学生を対象にハザードマップ等を活用した防災教育の実施【継続】	引き続き実施	・県庁見学会等を通じて水防教育の実施【継続】 ・インターネット「サイボスレーター」の広報活動の充実【継続】	引き続き実施	・教師が行う学校防災教育への支援	引き続き実施	・自治体と連携した小中学校の総合学習授業や市民の生涯学習の場で、出前講座を行っていく	引き続き実施			
		地域減災ハザードマップ作成事業の実施	・自治会等の要請に基づき、防災マップの作成を行っている	引き続き実施	・実施を検討する	平成28年度から順次実施	・自主防災会を対象とした防災マップ作り（H27実施）などを通じて、地域ごとの危険箇所等の把握を行い、防災意識の高揚を図る	引き続き実施	・防災マップの作成、全戸配布、ホームページへの掲載	引き続き実施															
		家屋倒壊等氾濫想定区域の自治会を対象とした防災研修会の実施	・公表後速やかに取り組む	平成30年度から順次実施	・実施を検討する	平成28年度から順次実施	・自主防災会中心の洪水対策図上訓練を実施し、当該居住住民へ危険性を認識してもらい、避難対策等を検討してもらう	平成29年度から順次実施	・河川管理者と共同開催を予定	平成29年度から順次実施	・河川管理者と共同開催を予定	平成29年度	・河川管理者と共同開催を予定	平成29年度					・防災知識の普及啓発を推進するために、地域防災リーダー等へ研修の支援	引き続き実施	・自治体と連携した小中学校の総合学習授業や市民の生涯学習の場で、出前講座を行っていく	平成29年度から順次実施			
		共同点検の実施	・実施を検討する	平成32年度から順次実施	・実施を検討する	平成28年度から順次実施	・住民への危険箇所を周知を図ると共に避難行動支援対策を強化	引き続き実施	・実施を検討する	平成28年度から順次実施	・参加予定	引き続き実施									・毎年、出水前に合同巡視と合わせて実施	引き続き実施			
(2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組																									
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																									
		重要水防箇所の見直し																				・重要水防箇所の見直し	引き続き実施		
		水防連絡部会等による水防団等との合同巡視の実施	・河川管理者と連携を図る中、水防危険箇所の巡視を実施 ・危険箇所の巡視等により発現された不具合箇所の提言	引き続き実施	・水防団、自主防災組織と共同点検の実施	引き続き実施	・重要水防箇所合同巡視への住民（自主防災会、水防団等）の積極的な参加を促進	引き続き実施	・甲府河川国道事務所と合同巡視～今後も継続	引き続き実施	・危険箇所合同巡視～今後も継続	引き続き実施	・市域に重要水防箇所が指定された場合参加	引き続き実施	・水防連絡会等による水防管理団体等との共同点検の実施【継続】	引き続き実施	・水防連絡会等による水防管理団体等との共同点検の実施【継続】	引き続き実施	・関係団体との調整の中で、機会を捉えて実施する	引き続き実施	・毎年、出水前に水防管理団体との合同巡視を実施	引き続き実施			
		・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・実施を検討する	平成28年度から順次実施	・参加予定	引き続き実施	・積極的参加	引き続き実施	・2年に1度実施～今後も継続	引き続き実施	・水防団等による水防訓練～今後も継続	引き続き実施	・参加予定	引き続き実施	・5月の水防月間中に水防訓練を実施【継続】	引き続き実施	・水防月間中に実施される水防訓練に参加【継続】	引き続き実施			・毎年出水前に水防講習会を実施	引き続き実施			
		災害時巡視システムによる被災情報の共有			・利用の検討	平成28年度から順次実施	・利用の検討	平成29年度から順次実施	・活用を検討する	平成28年度から順次実施	・活用を検討する	平成28年度から順次実施	・活用を検討する	平成28年度から順次実施											
		水防活動の担い手となる水防団（消防団）員の確保。また、水防協力団体の募集・指定の促進	・啓発している	引き続き実施	・団員確保の促進を図る	引き続き実施	・機能別消防団の確保 消防団協力事業所表示制度の促進	引き続き実施	・水防団員（消防団員）の確保の促進	引き続き実施	・富士川西岸地区の水防団の確保	平成28年度から順次実施	・随時実施	引き続き実施											

〇概ね5年で実施する 取組

項目	事項	内容	重崎市		甲斐市		南アルプス市		昭和町		中央市		市川三郷町		富士川町		甲州市		山梨市		笛吹市	
			実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期
(2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組																						
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自営水防の推進に関する取組																						
		洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実	・1階への土嚢の設置、人員配置等の浸水対策を行う。	平成28年度から順次実施	・市庁舎入口に止水板の設置等の浸水対策を行う。	平成28年度	・庁内による水防配置及び動員計画の策定(毎年見直し)	引き続き実施	・機能確保のための対策を検討する	平成29年度から平成32年度まで	・数年後に田富庁舎の増設を予定している。その増設部分に、防災対策室の設置、貯水槽・発電装置の設置、水・食料等の備蓄スペースの確保等を計画している。	平成28年度から平成31年度まで	・施設の機能確保のための改修方法等の検討を行う	平成30年度から平成31年度まで	・庁舎機能の確保のため、一部機能を移転予定	平成28年度から順次実施			・機能維持確保のための対策を検討	平成32年度から順次実施	・機能確保のため有効な対策を検討中	平成32年度から順次実施
		・自主防災会等の強化・育成及び水防活動への参加を促進	・防災訓練などの機会に、水防活動の要素を取り入れた訓練を行い、水防団と自主防災会の連携強化を図る	引き続き実施	・地域防災リーダーの育成	平成28年度から順次実施	・自主防災会・防災リーダー・水防団(消防団)を対象とした防災講習会(水防含む)の実施	引き続き実施	・自主防災会と水防団との協力強化を図る	平成29年度から順次実施	・自主防災会等を水防活動への参加促進	引き続き実施	・地域防災リーダーの育成	平成29年度から順次実施	・消防団協力事業所表示制度及び消防団サポート店制度を通じ、消防団活動及び水防団活動の協力体制を整備	引き続き実施	・自主防災組織率100%を目標に強化、育成を行う	引き続き実施し平成31年度まで	・自主防災組織の拡充を検討する	平成32年度から順次実施	・各行政区における自主防災組織の確立	平成28年度から順次実施
		業務継続計画の策定	・策定済みの計画について、随時見直しを行う	引き続き実施	・検討中	平成29年度から平成32年度まで	・策定済み(毎年更新)	引き続き実施	・検討する	平成29年度から平成32年度まで	・検討する	平成29年度から平成32年度まで	・策定していく	平成30年度から平成31年度まで	・検討中	平成29年度から平成32年度まで			・計画を検討する	平成32年度から順次実施	・検討中	平成32年度から順次実施
(2)ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化																						
■排水活動の強化に関する取組																						
		排水機場、樋門、水門の操作情報の共有。内水排除施設及び排水ポンプ車の運用・配置シミュレーション訓練	・水門等捜査担当者である地区自治会との連携強化を図る	引き続き実施			・職員による、排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水ポンプ車及び内水排除の最適な配置計画の策定	引き続き実施	・町内の水門の情報共有	平成28年度から順次実施	・ウェブカメラの情報を共有し排水ポンプの始動タイミングの適正化。	平成28年度から順次実施	・職員による、排水機場・樋門・水門等の情報共有を図る	引き続き実施	・排水機場の樋門等の操作訓練の実施	引き続き実施					・検討予定	平成32年度から順次実施
		排水ポンプ車等、災害対応による機器の操作講習会の実施					・操作講習会等に参加。	平成29年度から順次実施	・講習会への参加	平成28年度から順次実施			・講習会への参加	引き続き実施	・参加予定	平成29年度から順次実施					・参加予定	引き続き実施
		水防団(消防団)による排水のためのポンプ操作訓練の実施	・定期的なポンプ操作訓練の実施	引き続き実施	・定期的なポンプ操作訓練の実施【継続】	引き続き実施	・消防団によるポンプ操作訓練大会の実施。定期点検時における訓練の実施。	引き続き実施	・年1回排水訓練を実施	平成29年度から順次実施	・消防団によるポンプ操作訓練大会の実施	引き続き実施	・消防団によるポンプ操作訓練大会の実施	引き続き実施	・毎年実施	引き続き実施			・消防団のポンプ操作訓練大会への参加	引き続き実施	・消防団によるポンプ操作訓練大会への参加	引き続き実施
		氾濫水を河道に戻す、排水機能を確保するための霞堤の保全																				

〇概ね5年で実施する 取組

項目	事項	内容	甲府市		身延町		南部町		富士宮市		富士市		静岡市		山梨県		静岡県		気象庁		国土交通省			
			実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期
(2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組 ■市町村庁舎や災害拠点病院等の自営水防の推進に関する取組																								
		洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実			・速やかな機能移転のための計画の作成	平成28年度から順次実施			・自家発電機の屋上への移設【未定】を含めた、機能確保計画の策定	平成29年度から平成32年度											・機能確保のための対策を検討する。(4出張所)	平成28年度から平成32年度		
		・自主防災会等の強化・育成及び水防活動への参加を促進	・水防団(消防団員)の募集 ・防災リーダーの育成と、共助の精神に基づく自主防災活動を推進する ・訓練指導を通じて自主防災組織の強化・育成を図る	引き続き実施	・充実を図る	平成28年度から順次実施			・水防団(消防団員)の募集 ・消防団協力事業所表示制度を推進し、水防活動への理解を深める。【継続】 ・防災リーダーの育成に取り組む【継続】 ・研修・講義・訓練を積極的に実施し、自主防災会の強化を図る【継続】	引き続き実施			・現在の取り組みを継続	平成32年度から順次実施	・継続中		引き続き実施	・防災知識の普及啓発を推進するために、地域防災リーダー向け研修の支援【継続】	引き続き実施	・防災知識の普及啓発を推進するために、地域防災リーダー向け研修の支援【継続】	引き続き実施	・防災知識の普及啓発を推進するために、地域防災リーダー向け研修の支援	引き続き実施	
		業務継続計画の策定			・業務継続計画の策定を進める	平成28年度から平成32年度まで			・業務継続計画の策定	平成29年度から平成30年度まで			・策定中	平成28年度	・策定済	実施済み	・策定済み	実施済み			・策定済み	実施済み	・策定済み	実施済み
(2)ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化 ■排水活動の強化に関する取組																								
		排水機場、樋門、水門の操作情報の共有。内水排除施設及び排水ポンプ車の運用・配置シミュレーション訓練	・水門の操作情報については共有済み ・シミュレーション訓練については予定なし	実施済み	・操作訓練の実施	平成28年度から順次実施			・水防団員に対して、樋門の設置場所等の情報共有	引き続き実施			・樋門操作については、委託している樋門操作員と毎月操作訓練を行っている。	引き続き実施			・市が所管する樋門・樋管の操作情報の共有	引き続き実施	・県管理河川の排水機場、樋門、水門の操作情報を共有する体制を確立する。 ・各樋門、樋管、排水機場の操作員の退避について計画し、操作規則、操作要領に追記する。	平成28年度から順次実施	・県管理河川を排水先とした場合、計画書補元等の情報提供	引き続き実施	・操作情報の共有については、実施を検討 ・シミュレーション訓練の実施 ・大規模水害を想定した排水計画(案)の作成	引き続き実施
		排水ポンプ車等、災害対応による機器の操作講習会の実施			・参加予定	平成28年度から順次実施			・積極的参加	引き続き実施			・参加予定	平成28年度から順次実施	・参加予定	引き続き実施	・排水ポンプ車等、災害対応機器の操作講習会への参加	引き続き実施	・県管理河川を排水先とした場合、訓練に参加	引き続き実施	・年1回以上排水ポンプ車等による訓練を実施	引き続き実施		
		水防団(消防団)による排水のためのポンプ操作訓練の実施	・軽可搬ポンプやポンプ車を活用した水の汲み出しを実施している。	引き続き実施	・年1回、排水機場操作訓練の実施	平成28年度から順次実施			・水防団による排水訓練の実施	平成29年度から順次実施			・消防団(水防団)による排水訓練の実施	引き続き実施			・毎月の始点点検・運用訓練や年1回の機関員講習会を実施。【継続】	引き続き実施						
		氾濫水を河道に戻す、排水機能を確保するための霞堤の保全																			・霞堤の機能確保方法の検討	引き続き実施		